

山梨県公報

第千六百二号

平成十七年

九月八日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定の廃止	六三三
保安林の指定の予定(三件)	六三三
保安林の指定施設要件の変更	六三四
平成十七年度製菓衛生師試験の実施	六三四
土地区画整理組合の事業計画の変更認可	六三五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(四件)	六三五

告示

山梨県告示第四百六十五号

保安林の指定の予定(平成十七年山梨県告示第三百六十二号)は、廃止する。
平成十七年九月八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成十七年九月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

山梨市牧丘町北原字一ツ木三八四九、三八五一、三八六〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施設要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字一ツ木三八四九・三八五一(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- ### 山梨県告示第四百六十七号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成十七年九月八日
- 山梨県知事 山本 栄彦
- 一 保安林の所在場所
北杜市須玉町小尾字神力九九八の三
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施設要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年九月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
都留市大野字當作山一八七六（次の図に示す部分に限る。）・一八八六の乙
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字當作山一八七六・一八八六の乙（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成十七年九月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

公 告

南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●平成十七年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成十七年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成十七年九月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験日時

平成十七年十一月二十二日（火）午前九時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室（舞鶴城公園内）

三 試験科目

- 1 衛生法規
 - 2 公衆衛生学
 - 3 食品学
 - 4 食品衛生学
 - 5 栄養学
 - 6 製菓理論及び実技
- 四 受験資格
- 次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号。以下「省令」とい

う。(附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。)であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの

2 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者(学校教育法第四十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同法の施行の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験願書の提出方法
住所地を所管する保健所に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。

六 受験願書の受付期間

平成十七年十月三日(月)から同月七日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十七年十月七日までの消印のあるものは有効とする。

七 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 四に掲げる受験資格を有することを証明する書類

4 写真(出願前六月以内に撮影した名刺型(縦九センチメートル、横五・五センチメートル)、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを)一枚

5 法第四条第一項の厚生労働大臣の定める基準により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

八 受験手数料

九千四百円(受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

九 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの保健所又は山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五 二二三 一四八九)に問い合わせること。

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
平成十七年九月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 組合の名称

都留市田原土地区画整理組合

二 事務所所在地

都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所内

三 施行地区

都留市大字田原二丁目の一部

四 設立認可の年月日

平成十一年十一月八日

五 変更後の事業施行期間

平成十一年度から平成十七年度まで

六 変更認可の年月日

平成十七年九月八日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十七年九月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

甲斐市西八幡字御岳道下一五五五の二一、一五五五の二三、一五五五の二四、一五五五の二五及び一五五五の二六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下石田二丁目十五番七号 株式会社デザイン 代表取締役 保坂貞仁

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年九月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲斐市岩森字坊沢東二〇四の一、二〇四の二四、二〇四の二五、二〇四の二六、二〇五の三、二〇五の四、二〇七の一、二〇七の二、二〇七の三、二〇七の四、二〇七の五、二〇七の六、二〇七の七、二〇七の八、二〇七の九、二〇七の一〇、二〇七の一一、二〇七の一二、二〇七の十三、二〇七の一四、二〇七の一五、二〇七の一六、二〇七の一七、二〇七の一八、二二四の二、二二四の三、二二四の四、二二四の五、二二四の六、二二四の七、二二四の八、二二四の九、二二四の一〇、二二四の一、二二四の二、二二四の三、二二四の四、二二四の五、二二四の六、二二四の七、二二四の八、二二四の九、二二四の一〇、二二九の四、二二九の五、二二九の六、二二九の七及び二二九の八の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

Table with 2 columns: 公共施設の種類 (Public Facility Type) and 位置及び区域 (Location and Area)

次の図のとおり

Table with 2 columns: 公共施設の種類 (Public Facility Type) and 位置及び区域 (Location and Area)

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市島上条二百七番地 株式会社西甲府開発 代表取締役 中澤幸雄

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年九月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲斐市篠原字歳ノ神三九四の一、三九四の二、三九四の三、三九四の四、三九四の五、三九四の六及び三九四の七の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

位置及び区域

Table with 2 columns: 公共施設の種類 (Public Facility Type) and 位置及び区域 (Location and Area)

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年九月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市石和町窪中島字新開町一一二の一、一一二の二、一一二の三、一一六の一、一一六の二、一一六の三、一一五三の一、一一五三の二、一一五三の三、一一五四の一、一一五四の二、一一五四の三、一一五五の一、一一五五の二、一一五五の三、一一五六の一、一一五六の二、一一五六の三、一一五七の一、一一五七の二、一一五七の三、一一五八の一、一一五八の二、一一五八の三、一一五九の一、一一五九の二、一一六〇の一、一一六〇の二、一一六〇の三、一一六一の一、一一六一の二、一一六三、一一六四の一、一一六四の二、一一六五の一、一一六五の二、一一六五の三、一一六六、一一六七、一一六七の二、一一六八、一一六八の二、一一六九、一一六九の二、一一七〇、一一七〇の二、一一七一の一、一一七二の二、一一七二の三、一一七二の四、一一七二の五、一一七三の一、一一七三の二、一一七四の一、一一七四の二、一一七四の三、一一七五の二、一一七五の三、一一七五の四、一一七五の五、一一七六の一、一一七六の二、一一七六の三、一一七六の四、一一七六の五、一一七七の一、一一七七の二、一一七七の三、一一七八の一、一一七八の二、一一八九の一、一一八九の二、一一八九の三、一一九〇の一、一一九〇の二、一一九〇の三、一一九一の一、一一九一の二、一一九一の三、一一九二の一、一一九二の二、一一九二の三、一一九三の一、一一九三の二、一一九三の三、一一九四の一、一一九四の二、一一九四の三、一一九五の一、一一九五の二、一一九五の三、一一九六の一、一一九六の二、一一九六の三、一一九七の一、一一九七の二、一一九七の三、一一九八の一、一一九八の二、一一九八の三、一九九の二、一九九の三、一九九の四、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇〇の三、二〇〇の四、二〇〇の五、二〇〇の六、二〇〇の七、二〇〇の八、二〇〇の九、二〇〇の一〇、二〇〇の一一、二〇〇の一二、二〇〇の十三、二〇〇の十四、二〇〇の一五、二〇〇の一六、二〇〇の一七、二〇〇の一八、二〇〇の一九、二〇〇の二〇、二〇〇の二一、二〇〇の二二、二〇〇の二三、二〇〇の二四、二〇〇の二五、二〇〇の二六、二〇〇の二七、二〇〇の二八、二〇〇の二九、二〇〇の三〇、二〇〇の三一、二〇〇の三二、二〇〇の三三、二〇〇の三四、二〇〇の三五、二〇〇の三六、二〇〇の三七、二〇〇の三八、二〇〇の三九、二〇〇の四〇、二〇〇の四一、二〇〇の四二、二〇〇の四三、二〇〇の四四、二〇〇の四五、二〇〇の四六、二〇〇の四七、二〇〇の四八、二〇〇の四九、二〇〇の五〇、二〇〇の五一、二〇〇の五二、二〇〇の五三、二〇〇の五四、二〇〇の五五、二〇〇の五六、二〇〇の五七、二〇〇の五八、二〇〇の五九、二〇〇の六〇、二〇〇の六一、二〇〇の六二、二〇〇の六三、二〇〇の六四、二〇〇の六五、二〇〇の六六、二〇〇の六七、二〇〇の六八、二〇〇の六九、二〇〇の七〇、二〇〇の七一、二〇〇の七二、二〇〇の七三、二〇〇の七四、二〇〇の七五、二〇〇の七六、二〇〇の七七、二〇〇の七八、二〇〇の七九、二〇〇の八〇、二〇〇の八一、二〇〇の八二、二〇〇の八三、二〇〇の八四、二〇〇の八五、二〇〇の八六、二〇〇の八七、二〇〇の八八、二〇〇の八九、二〇〇の九〇、二〇〇の九一、二〇〇の九二、二〇〇の九三、二〇〇の九四、二〇〇の九五、二〇〇の九六、二〇〇の九七、二〇〇の九八、二〇〇の九九、二〇〇の一〇〇

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路 道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建设部及び
笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 ユニ株式会社 代表取締役 佐々木孝治

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番